

原電敦賀 2 号の原子炉設置変更許可申請書に関する審査書（案）に対するパブリック・コメント意見文例集

2024 年 9 月 17 日 改訂 1 2024 年 9 月 23 日
原子力市民委員会 原子力技術・規制部会

URL <http://www.ccnejapan.com/> E-mail email@ccnejapan.com

この意見文例集は、原子力市民委員会の原子力技術・規制部会メンバーの意見を取りまとめたものです。多くの方に活用して頂ければ幸いです。

○パブリック・コメント募集要領

以下の URL に掲載されています。

[日本原子力発電株式会社敦賀発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（2号発電用原子炉施設の変更）に関する審査書（案）に対する科学的・技術的意見の募集について | e-Gov パブリック・コメント](#)

★募集期間： 8月29日(木)～9月27日(金)

★機種依存文字についての注意： e-Gov へ提出する場合、定められた機種依存文字が1つでも入っていると、受付られません。下記の文例の中では、審査書（案）の章に使われているローマ数字 I、II、III、IV が該当します。対処法としては、ローマ数字の代わりに、英字の大文字 I（アイ）と V（ブイ）を使って、I、II、III、IV と入力すれば機種依存文字にはなりません。（以下の文例ではそのようにしていますので、コピー&貼り付け OK です。）

○パブコメ意見の文例

1. 審査書（案）全般に関して

No.	意見
1	「原子炉建屋の直下に活断層がある恐れが否定できない」とする原子力規制委員会の審査結果は、日本原電による地質評価に関して科学的に厳正な検証をもとに導かれたものであり、極めて妥当である。この審査結果を受けて、日本原電は敦賀 2 号機の再稼働を断念し、廃炉にすることを求める。
2	原子力規制委員会の、「K断層は後期更新世以降の活動が否定できないこと及びK断層は 2 号炉原子炉建屋直下を通過する破碎帯との連続性が否定できないことから、設置許可基準規則第 3 条第 3 項に適合しているとは認められないと判断した」という審査結果は妥当なものである。
3	日本原電は再度申請を行う意向と報じられている。仮に同様の申請があった場合は、新たな科学的知見がない限り、原子力規制委員会は速やかに申請を退けるか、申請を受理すべきではない。

No.	意見
4	<p>原発を設置する地盤に関して、原子力規制委員会が定めた規則を確認すると、設置許可基準規則第3条第3項に、「耐震重要施設は、変位が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない。」と規定されている。その解釈として以下が明示されている。</p> <p>「第3条第3項に規定する「変位」とは、将来活動する可能性のある断層等が活動することにより、地盤に与えるずれをいう。(中略) なお、上記の「将来活動する可能性のある断層等」とは、後期更新世以降(約12～13万年前以降)の活動が否定できない断層とする。(後略)」</p> <p>今般の審査を通じて、敦賀2号機の原子炉建屋の直下には、「後期更新世以降の活動が否定できない断層」があることが詳細な科学的検証により明らかにされた。従って、敦賀2号機は設置許可基準規則に適合していないので、再稼働を認めないとする原子力規制委員会の判断は理に適っている。</p>
5	<p>日本原電は審査中に、活断層判断に影響する地層の観察記録を自らの主張に都合が良いように無断で書き換えて提出し、2020年2月7日に原子力規制委員会からそれを指摘されて、修正を行い再提出した。このような不正行為は、原発事業者として本来備えねばならない厳正な品質保証を欠いていることの証拠であり、規制委員会はこの時点で審査自体を打ち切るべきであった。</p>
6	<p>敦賀2号機の原子炉建屋直下の活断層問題については、2013年5月に原子力規制委員会の有識者会合が「原子炉建屋の直下に活断層が走っている可能性がある」と報告した。本来、この時点で日本原電は敦賀2号機の新規制基準適合性審査申請を行うべきでなかったし、規制委員会はその申請を受け付けるべきでなかった。有識者会合の報告を無視して、日本原電は2015年11月に同審査申請書を提出し、規制委員会はそれを受け付け、以来9年近くの期間、規制委員会と事業者ともに多大な労力と経費を費やして審査が行われたことになる。このような国の予算と電気料金に課される経費、及び人材の無駄遣いを行ったことは反省すべきである。</p>
7	<p>今回の審査結果は、「2号機原子炉建屋の直下にある断層が活断層である可能性が否定できない」ことが科学的に厳正に検証して判断されたものであり、地震時の原発の安全性に懸念を抱いてきた私は高く評価する。今回の審査のやり方に関して、報道機関の中には「規制委と事務局の原子力規制庁は「可能性が否定しきれない」との論法を駆使することで日本原電の主張を退けてきた感がある。「悪魔の証明」と言われる弁論手段を工学の世界に持ち込むのは極めて不適切だ。」として、原子力規制委員会と原子力規制庁を批判する意見を表明した(産経新聞「主張」2024年7月17日)。このような批判こそ、審査における綿密な科学的検証内容を無視した根拠なきものである。規制委員会には、引き続き科学的厳正さを貫く審査を要望する。</p>
8	<p>設置許可基準規則第3条3の解釈には、「「将来活動する可能性のある断層等」とは、後期更新世以降(約12～13万年以降)の活動が否定できない断層等とする。」と記されている。しかし、ここで後期更新世以降と決めている科学的根拠が不明であり、その設定理由を明らかにして頂きたい。強い地震に見舞われるおそれのある地域に原発を多数設置しているわが国では、福島第一原発事故等の教訓を踏まえて、原発の耐震安全性をできる限り強化することが重要である。そのためにも、「将来活動する可能性のある断層等」を定める際には、後期更新世以降よりもさらに遡って、年代枠を拡げるべきである。具体的には、国土地理院が定めている活断層(数十万年前以降に繰り返し活動し、将来も活動すると考えられる断層)を対象とすることを求める。</p> <p>(注記) 政府機関である国土地理院の活断層の定義:「断層」のうち、特に数十万年前以降に繰り返し活動し、将来も活動すると考えられる断層のことを「活断層」と呼んでいます(第四紀(260万年前以後)中に活動した証拠のある断層すべてを「活断層」と呼ぶこともあります)。</p> <p>出处: 活断層とは何か 国土地理院 (gsi.go.jp)</p>
9	<p>原子力規制委員会が断層の「活動」かつ「連続性」に着目して不合格としたことは評価するが、敦賀2号機をそのまま設置しつづけることの危険性を審査し、その審査結果しだいでは廃炉命令をくだすべきではないのか。</p>

2. 審査書（案）の記載に関して

No.	テーマ / 対象条項 / ページ	意見及び理由
1	II 3. K 断層の活動性 (5～12 頁)	<p>【意見】「K 断層は後期更新世以降 (12～13 万年前以降) の活動が否定できない」とする原子力規制委員会の判断には、科学的合理性が認められる。</p> <p>【理由】規制委員会は申請者・原電による地質構成や各地層と K 断層の関係などの調査結果を、地質ガイドを踏まえて綿密に科学的検証を行い、「K 断層が明確な証拠によって後期更新世以降に堆積した地層であることが否定できていない」ことを明確にしている。</p>
2	II 4. K 断層の連続性 (15～25 頁)	<p>【意見】「K 断層の連続性の評価について、K 断層の連続性が否定できない」とする原子力規制委員会の判断には、科学的合理性が認められる。</p> <p>【理由】規制委員会は申請者・原電によるピット調査やボーリング調査の結果を綿密に検証し、原電による「K 断層が D-1 破砕帯を含む重要施設直下のいずれの破砕帯とも連続していない」との評価は、安全側に行われているとはいえないことを明確にしている。直下型地震により引き起こされる原発事故の甚大さを考慮すると、活断層調査データを安全側に評価を行うことは必須のことである。</p>
3	III 審査結果 (25 頁)	<p>[意見] 敦賀 2 号機は、原子炉等規制法第 43 条の 3 の 6 第 1 項第 4 号「発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること」に適合しているものとは認められないとする原子力規制委員会の判断は、科学的及び法規的に当を得たものである。</p> <p>[理由] K 断層は後期更新世以降の活動が否定できないこと、及び K 断層は 2 号炉原子炉建屋直下を通過する破砕帯との連続性が否定できないことが、審査を通じて科学的に明らかにされた。これにより、敦賀 2 号機は法律に規定された原子力規制委員会規則、すなわち設置許可基準規則の第 3 条 3 「耐震重要施設は、変位が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない」に適合していないことが明白である。</p> <p>(注記) 同規則の第 3 条の解釈の第 3 条 (設計基準対象施設の地盤) の 3 に、「変位」とは、将来活動する可能性のある断層等が活動することにより、地盤に与えるずれをいう、と明示されている。</p>
4	III 審査結果 (25 頁)	<p>「K 断層は後期更新世以降の活動が否定できないこと及び K 断層は 2 号炉原子炉建屋直下を通過する破砕帯との連続性が否定できないことから、設置許可基準規則第 3 条第 3 項に適合してるとは認められない」と記述されている。</p> <p>「活動」に着目して不合格なのか、「連続性」に着目して不合格なのか、それとも「活動」かつ「連続性」に着目して不合格なのかを分かりやすい文章に直していただきたい。今後、原発の耐震安全性を強化する上で、他のプラントも見据えて、これらのどちらか一方だけにでも問題があるならば不合格にすることを求める。</p>

No.	テーマ / 対象条項 / ページ	意見及び理由
5	II 冒頭にある審査項目 (3 頁)	<p>【意見】 今回の審査項目に「活断層間の連動性評価」が含まれていないので、もし日本原電が追加調査をして再申請をしてくる場合には、「浦底断層との連動性評価」をも厳正に審査していただきたい。</p> <p>【理由】 今回の審査項目には、2号機近傍に存在する裏底断層（活断層）と他の活断層（K断層を含む）との連動評価が含まれていない。これは、原子炉建屋直下に活断層が存在するおそれがあれば、そのこと自体で規則基準に不適合となるので、この点に焦点を絞ったことによると推察し、このこと自体は理に適っていると思う。もし今後、日本原電が今回の審査結果を受け入れず、更なる追加調査を行い原子炉建屋直下の破碎帯は活断層ではないとして再審査を求めてくる場合は、浦底断層が動いた場合を含む断層の連動性の評価を求め、その審査を厳正に行っていただきたい。2024年1月の能登半島地震では、活断層の連動がこれまでの想定を大きく上回る規模で生じた事実があり、活断層の連動問題は、その評価手法の精度検証も含めて重要である。</p>

以 上